

基礎・境界ソサイエティにおける電子メール審議内規

(平成 22 年 4 月 16 日 制定)
(2019 年 4 月 25 日 一部改正)

この内規は、基礎・境界ソサイエティ運営委員会およびサブソ・研専会議の電子メール審議について規定するものである。

(目的)

第 1 条 電子情報通信学会基礎・境界ソサイエティ運営委員会およびサブソ・研専会議の審議事項の提案につき、審議を円滑に進めるための補助的な手段として、電子メールによる審議（以下、メール審議と略す）により承認を得ることができる。

(審議の方法)

第 2 条 電子メールによる審議は、基礎・境界ソサイエティ運営委員会およびサブソ・研専会議における審議の補助的な手段として急を要する場合において、これを行う。

2. 審議にあたっては、審議が円滑に進むよう審議の期限を明示し、その期限をもって審議を終結することとする。その審議期間は原則として最短 1 週間を必要とする。

(承認の方法)

第 3 条 メール審議に付された審議事項に対して、審議期間中に基礎・境界ソサイエティ運営委員会においてはその構成員から、サブソ・研専会議においてはその構成員から、反対意見あるいはメール審議に付すべきでないとの意見がない場合、その審議事項は承認されたものとする。一方、もし反対意見あるいはメール審議に付すべきでないとの意見がある場合、このメール審議は中止する。その上で、直近の基礎・境界ソサイエティ運営委員会またはサブソ・研専会議において審議に付すことを認める。

附則 この内規は平成 22 年 4 月 16 日より実施する。

附則 この内規の 2019 年 4 月 25 日改正は、2019 年 6 月 6 日より実施する。

(補則) 本内規を変更するときはソサイエティ運営委員会の議決による。